

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループでは、企業倫理と法令遵守の徹底及び内部統制の強化を推進するとともに、効率性・健全性・透明性の高い経営の実現により、株主・顧客・従業員・取引先等のステークホルダーに適正な利益を継続的に確保・還元するための企業価値の拡大に努め、貢献するという経営方針を実現するため、経営上の組織体制を整備するなどの諸施策を実施して、その責任を果たしていくこととしております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則1 - 2 株主総会における権利行使】補充原則1 - 2 - 4

当社は、株主構成における国内及び海外機関投資家の比率等を総合的に勘案し、議決権の電子行使プラットフォームの導入及び株主総会招集通知の英訳は行っておりません。今後、株主構成比率等を勘案し、必要に応じて、議決権の電子行使プラットフォームの導入及び株主総会招集通知の英訳を検討してまいります。

【原則3 - 1 - 3 取締役会が取締役に係る報酬を決定するに当たっての方針と手続き】

当社は、取締役の報酬等について、その決定に当たっての方針を定めておりませんが、株主総会の決議による取締役の報酬総額の限度内において、報酬額の決定につき適切な手続きを経ているか、役割と職責にふさわしい水準であるか、そして企業価値向上に向けた動機付けとして妥当なものか等について、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮したうえで、監査等委員会からの意見を参考に、取締役会が決定しております。なお、報酬決定に関する方針の決定及び手続きの開示につきましては、今後の検討課題と認識しております。

【原則4 - 1 - 2】中期経営計画

中期経営計画は市場関係者にとって、重要な投資判断材料であると考えますが、これについては公表しておりません。理由は、主として当社が属する半導体関連市場は、目まぐるしく変わる製品トレンドに起因する、半導体メーカー等の設備投資計画や技術革新等に大きく左右されるため、各期における計画値と最終値に大幅な乖離が生じる可能性が高いことから、業績への影響が高いため、リスク等を有価証券報告書において開示しております。なお今後の中期経営計画の策定や開示につきましては、今後の経営課題として認識し、検討を継続してまいります。

【原則4 - 1 - 3】最高経営責任者などの後継者の計画とその監督

当社は、最高経営責任者等の後継者の計画について重要事項と認識しておりますが、現在まだ作成しておりません。
なお、計画の作成及び取締役会における適切な監督につきましては、今後の検討課題として検討を続けてまいります。

【原則4 - 2 - 1】経営陣のインセンティブ

当社は、中長期的な業績と連動する報酬や自社株報酬は導入しておりません。今後の業績推移をみて機動的に検討をしてまいります。

【原則4 - 3 - 3】最高工経営責任者の選解任手続き

当社の最高経営責任者選解任については自己評価や監査等委員会の評価を受けており、取締役選解任を決定するにあたっては、取締役会がその責務において、適切に選解任手続きを行うことで、客觀性・適時性・透明性を確保できると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は、取引先との関係維持・強化等及び当該会社株式を保有することが当社グループの企業価値向上及び中長期的な発展に資すると認められる場合は、当該会社株式を保有することができる方針としています。また、保有の意義を個別銘柄ごとに検討のうえ保有継続の是非を定例の取締役会において決定します。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、役員や役員の近親者が実質的に支配する会社、および主要株主等との利益相反取引などについて、事前に取締役会において決議を得るとともに、事後に当該取引に関する報告を行っております。また、当該関連当事者間の取引に関し、適正性や妥当性などについて、監査等委員や会計監査人が厳格な監査を行っております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金制度を採用していないため、開示する内容はございません。

【原則3-1 情報開示の充実】

()会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

経営理念、経営方針、環境方針、倫理指針等を当社ウェブサイトに掲載しております。

()本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成を当社 ホームページに掲載しています。

()取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

コーポレートガバナンスに関する報告書にて開示しております。

()取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続 コーポレートガバナンスに関する報告書にて開

示しております。

() 取締役会が上記()を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選任理由については定時株主総会招集通知にて開示しております。

【原則4-1 取締役会の役割・責務(1)】補充原則4-1

当社は、職務権限規程に基づき、取締役会、経営会議、代表取締役、部課長等の意思決定機関及び意思決定者に対して、決裁、審議、承認等に関する権限を明確に定めております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことを基本的な考え方として、独立社外取締役を2名選任しております。

独立社外取締役は、それぞれ税理士、他の上場会社等の役員であり、両名とも当社の取締役に相応しい高い見識と専門知識と経験を備えています。両名は当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するようその役割・責務を果たしており、株主をはじめとする各ステークホルダーの利益を重視し、経営陣から独立した客観的な立場で、取締役会における議決権の行使、経営方針や経営改善についての助言、その他業務執行等に対する監視、監督活動を行っております。独立社外取締役は、毎月1回開催する監査等委員会において、常勤監査等委員と経営に関する意見交換を行うとともに、適宜、内部監査担当部門と子会社を含めた各部門の課題等の情報を収集し、意見具申を行っております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

社外取締役の独立性については当社が定めた基準のもと、会社法に定める社外取締役の要件を満たして社外取締役として選任されたものの中から、一般株主と利益相反が生ずるおそれがない者を社外独立役員(具体的には次の要件に該当しない者)として選定しています。

a 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

b 当社の主要な取引先又はその業務執行者

c 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家

d 最近において上記のa、b又はcのいずれかに該当していた者

e 次の(a)から(d)までのいずれかに掲げる者の二親等内の親族

(a) 上記aからdまでに掲げる者

(b) 当社の子会社の業務執行者

(c) 社の子会社の業務執行者でない取締役

(d) 最近において(a)～(c)又は当社の業務執行者に該当していた者

【取締役会・監査等委員会の実効性確保のための前提条件】補充原則4-11

当社取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすため、当社グループの事業規模・内容等を踏まえ、各事業部門・管理部門それぞれの業務に精通した取締役候補者をバランス良く選任する方針としております。社外取締役に関しては、東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことを基本的な考え方として候補者を選任しております。

補充原則4-11

当社取締役会は、社外取締役の他社での兼任状況について、有価証券報告書、定時株主総会招集通知にて開示しております。

社外取締役2名は、当社グループ以外の他の上場会社の社外監査役を兼任しておりますが、その数はそれぞれ1社ないし4社であり、合理的な範囲にとどまっていると判断しております。また、常勤監査等委員である取締役は、他社の役員は兼任しておりませんので、監査業務に常時専念できる体制となっております。その他の取締役全員は、他の上場会社の役員は兼任しておりませんので、当社の経営に専念できる体制となっております。

補充原則4-11

当社取締役会は、社外取締役である監査等委員2名で構成される取締役会評価委員会が毎年1回、全取締役に対し、取締役会の実効性評価を書面で確認する方式により、当社取締役会全体の実効性について分析・評価を行っております。その結果を取締役会で審議しており、取締役会が実効的に機能している旨を確認しております。上記結果の概要につきましては、発生時点で適宜に開示してまいります。

【取締役のトレーニング】

補充原則4-14

当社は、取締役の役割・責務を適切に果たすため、社外役員等、外部からの役員就任者に対しては、その就任に際して、当社の事業・財務・組織を含めた概況に関する情報の提供を行っています。また、社内から新たに就任する役員に対しては、取締役の役割・責務、法令、ガバナンス、ファイナンス関連の解説を行っています。

更に、取締役全員に対して、適宜、事業所視察や新技術・製品の紹介、社外専門家による講演、社外研修機関への派遣等を行っています。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、情報開示を重要な経営責任の一つであると認識しており、株主・投資家、顧客、取引先、地域社会等、全てのステークホルダーとの信頼関係の構築・発展及び責任ある経営を行うため、公正性・透明性の高い広報・IR活動を積極的に行っております。また、上場企業として、特に株主・投資家の皆さまの投資判断上重要な会社情報を分かりやすく、迅速、正確かつ公平に開示するとともに、当社をより良くご理解いただき適正にご評価いただくための活動を推進しております。

当社は、「IRポリシー」を定め、当社ホームページに開示しており、上場企業として、投資判断上重要な会社情報を分かり易く、迅速、正確かつ公平に開示するとともに、株主・機関投資家に当社をより理解頂き適正に評価頂けるよう努めています。

また、株主及び個人投資家向けには、毎年10月に決算説明会を開催し、代表取締役社長が決算内容、業績見通し及び経営戦略を説明しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
武漢精測電子集團股份有限公司	20,000,000	60.53
奈良 彰治	826,700	2.50

株式会社 SBI証券	440,200	1.33
PHILLIP SECURITIES (HONG KONG) LIMITED	392,800	1.19
林 嘉 娟	204,700	0.62
株式会社ライプスター証券	168,700	0.51
阿 部 裕	155,000	0.47
松井証券株式会社	147,600	0.45
J.P.Morgan Securities plc	145,100	0.44
日本証券金融株式会社	138,700	0.42

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無 更新	武漢精測電子集團股份有限公司 (上場:海外) (コード)

補足説明 更新

2019年8月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、クレディ・スイス証券株式会社、クレディ・スイス・エイジ及びクレディ・スイス・セキュリティーズ(ヨーロッパ)リミテッドが2019年8月15日現在で878,413株の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年11月12日現在における実質所有株式数の確認ができませんでしたので、上記大株主の状況には含めておりません。

また、2019年9月25日付で武漢精測電子集團股份有限公司に割り当てた新株式20,000,000株を加算した結果、主要株主の異動が生じたため、同日付で臨時報告書(主要株主の異動)を提出しております。

2019年7月31日現在の普通株式の株主名簿を基準として、本第三者割当増資による異動を反映しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	7月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際ににおける少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長 更新	社長
取締役の人数 更新	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
金田一 喜代美	税理士										
大山 亨	他の会社の出身者										

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d, e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
金田一 喜代美				同氏は、税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保する為の指摘、意見、その他必要な発言を行うとともに、内部統制システムの強化についての助言、提言をいただきために、監査等委員である社外取締役として選任しております。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生ずる恐れがある事項に該当しておらず、独立性を有しております。

大山 亨			同氏は、経営コンサルティングの専門家の立場から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保する為の指摘、意見、その他必要な提言をいただくために、監査等委員である社外取締役として選任しております。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生ずる恐れがある事項に該当しておらず、独立性を有しております。
------	--	--	---

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員のうち社内取締役1名が常勤することから、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び専任の社員は置いておりませんが、監査等委員会はその職務の遂行に必要な場合は、内部監査部門の要因による監査業務の補助について代表取締役社長と協議することとしております。監査等委員会の職務を補助する専任スタッフを配置した場合、監査等委員会が指定する補助すべき期間中は、当該スタッフに対する指揮権は監査等委員会に委譲されたものとし、監査等委員ではない取締役の指揮命令は受けないものとし、その独立性、指示の実効性を確保しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、会計監査人の監査手続・日程に関する監査計画について説明を受け意見交換しております。また、原則として四半期毎に、会計監査人より監査の方法およびその結果について報告を受けております。

監査等委員会は、内部監査担当部門による内部監査計画ならびに監査・調査の結果について定期的に報告を受け、必要案件について意見交換しております。また、これらに加え、代表取締役社長と監査等委員会との間で定期的な意見交換を実施しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

当社が株式を上場する金融商品取引所が定める独立役員の要件を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

独立社外取締役の独立性判断基準は以下の通りです。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

社外取締役の独立性については当社が定めた基準のもと、会社法に定める社外取締役の要件を満たして社外取締役として選任されたものの中から、一般株主と利益相反が生ずるおそれがない者を社外独立役員(具体的には次の要件に該当しない者)として選定しています。

a 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

b 当社の主要な取引先又はその業務執行者

c 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家

d 最近において上記のa、b又はcのいずれかに該当していた者

e 次の(a)から(d)までのいずれかに掲げる者の二親等内の親族

(a) 上記aからdまでに掲げる者

(b) 当社の子会社の業務執行者

(c) 当社の子会社の業務執行者でない取締役

(d) 最近において(a)～(c)又は当社の業務執行者に該当していた者

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

業績によりインセンティブの支給額を決定します。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

第26期(2018年8月1日から2019年7月31日まで)の取締役の報酬等の総額

取締役(監査等委員を除く) 4名 37,506千円

取締役(監査等委員) 3名 13,131千円

(注)取締役の報酬限度額は、2015年10月28日開催の第22期定時株主総会において、取締役(監査等委員である者を除く。)について年額100百万円以内、取締役(監査等委員)について年額50百万円以内と決議いただいております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

監査等委員以外の取締役の報酬等については、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、業績、財務状況および経済情勢を考慮の上、取締役会にて決定しております。監査等委員である取締役の報酬等については、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、監査等委員会にて決定しております。

【社外取締役のサポート体制】 [更新](#)

社外取締役がその役割・責務を果たすために、必要な情報の収集や関係部門との連絡・調整等については、取締役会事務局である経営企画室がこれに当たっております。また、社外取締役がその役割・責務を果たすために、必要な情報の収集を行う場合には、社外取締役と経営企画室とが連携を密にして対応しております。

経営企画室は、社外取締役の要請に応じて、社外取締役間の独立した客観的な立場に基づく情報交換、認識共有の場を確保し、また、取締役との連絡・調整や監査等委員会の連携に係る体制整備についてサポートしております。

当社は、取締役会、監査等委員会がその職務の遂行に必要な費用が発生する場合には速やかにこれに応じております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) [更新](#)

現状の体制の概要

1. 監査等委員会設置会社

当社は、監査等委員会設置会社の形態を採用しており、取締役会と監査等委員会により、取締役の職務執行の監督及び監査を行っております。監査等委員会は、常勤取締役1名、会社法第2条第15号に定める社外取締役2名の合計3名で構成されており、取締役会に出席し必要に応じて、適宜意見を述べる等業務執行の監査を行っております。また、財務・会計・法律等の専門的な知識を持つ社外取締役を複数名選任することで監督及び監査の機能の強化を図っております。

2. 業務執行体制

<取締役会>

取締役会は、独立性の高い社外取締役2名を含む合計9名で構成されております。原則として毎月1回定期開催するほか、必要に応じて随時開催しております。重要な業務執行その他法定事項の決定を行うほか、当社の継続的な成長と企業価値の向上につながる重要な経営方針、戦略の策定、取締役会及び経営者の業務執行並びに当社と役員等との間の利益相反を監督しております。

また、取締役会の機能の独立性、客觀性と説明責任を強化することを目的として、取締役会の諮問機関として独立役員2名による「取締役会評価委員会」を設置し、取締役会全体の実効性について、分析・評価等を行なっています。

<業務執行>

取締役会で決定された方針の具体化や課題の対策・対応は、代表取締役社長、常勤の取締役及び経営会議が認めた構成員で構成する経営会

議で協議、決定しております。経営会議では、取締役会で決定された方針の具体化や課題の対策・対応を協議、決定し、具体的な課題・問題に迅速に対処できる仕組みとしております。 経営会議の結果は、各部門の責任者、監査等委員に報告され、重要な決定事実については、取締役会に報告し、必要に応じて社外取締役は意見・助言を行っております。

<監査機能>

1. 監査等委員監査

監査等委員監査については、監査等委員会で定めた監査の方針、監査計画に従い、3名の監査等委員により実施されております。各監査等委員は、取締役の職務遂行及び当社の業務執行の適法性・財務内容の信頼性等について監査を行っております。

具体的には、取締役会、経営会議及びその他重要な会議に出席するほか、必要に応じて内部監査責任者を通じて各業務部門に対してヒヤリング・調査を行い、取締役会の意思決定の過程及び取締役の業務執行状況について監査いたします。また、監査等委員は倫理委員会メンバーを兼任し、内部通報の状況及びコンプライアンス遵守状況についても監査を実施しております。

また、会計監査人からの四半期毎の結果報告および意見交換を行うことにより、適正な監査を実施しているかを検証しております。

2. 内部監査

独立した組織としてCSR室を設置し、同室の内部監査責任者(1名)が、年間の監査計画に基づき、年2回、業務遂行、コンプライアンスについて実施しております。また、実際の監査にあたっては、業務の運用状況の改善案等を審議し、毎月のモニタリングを実施するなど、監査対象部署以外からその都度数名の協力者を得て実務にあたるものとし、その結果については取締役会及び監査等委員会に報告しております。

3. 会計監査

会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査人としては、海南監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。同監査法人及び監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には、特別の利害関係はありません。

・業務を執行した公認会計士

指定社員 業務執行社員 溝口俊一

指定社員 業務執行社員 畠中数正

・監査業務に係る補助者の構成

公認会計士: 6名、その他: 3名

指名機能

取締役は、企業理念及び経営理念の実現、当社の継続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を促すための方針策定、意思決定及び経営監督強化の観点から、豊富な知識、経験、経営判断能力を有し、誠実な人格、事業運営を公正・的確に遂行し得るものをジェンダー及びバランスを考慮したうえで候補者としております。

社外取締役は、当社事業、事業運営に関する豊富な知識、経験を有している者を候補者としております。

社外取締役は、豊富な知識、経験を有し、客観的かつ専門的な視点を持つ者で、かつ当社からの独立性を有する者(別途定める「独立性判断基準」に基づく)を候補者としております。

報酬決定機能

株主総会の決議による取締役(監査等委員を除く)及び取締役(監査等委員)それぞれの報酬総額の限度内で、会社の業績や経営内容、経済事情等、職務の難易度を考慮し、各人の地位、経歴、実績などを総合的に勘案して決定しております。当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりませんが、取締役(監査等委員を除く)報酬は、社長及び人事担当取締役が検討し、取締役会で代表取締役社長が提案し、審議の上、決議により決定し、取締役(監査等委員)の報酬は監査等委員会の協議により決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、機関設計として監査等委員会設置会社を採用しており、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置しております。

取締役の業務執行に対して、経営会議を通して事前に、かつ詳細に、適法性、妥当性の審議を行う体制を置いていることに加え、社外取締役2名を含む3名からなる監査等委員会が、経営会議の情報や内部監査部門の監査情報の共有、重要書類の閲覧、取締役との情報交換などを通じて、取締役の職務の執行状況を適切に把握の上、社外の視点から経営への監視機能を果しており、当社の業容、組織規模においては、現状のガバナンス体制が適切と判断しております。社外取締役による監査・監督機能の強化は、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保し、当社における経営管理体制の充実に資するものと考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

補足説明	
集中日を回避した株主総会の設定	第27期定時株主総会の開催日は、2020年10月29日を予定しております。
その他	事業報告の際には、パワーポイント資料をプロジェクターにて投影しご覧いただくなど、わかり易い説明を心がけております。

2. IRに関する活動状況 更新

補足説明		代表者 自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーにつきましては、「IR活動の基本姿勢」、「情報の開示方法」、「IR活動自粛期間」、「第三者への情報開示」、「免責事項」等を、当社ウェブサイトにて公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	社長、各担当取締役による決算説明会を年1回開催しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	投資家の皆様へ、当社をよりよくご理解いただくため、当社ウェブサイト上に各種資料一式を掲載しております。 [URL] https://www.wintest.co.jp/ir/index.html [掲載内容] 有価証券報告書(四半期報告書)、決算短信(四半期含)、決算説明会資料、招集通知、決議通知、各種プレスリリース、財務ハイライト他、行事お知らせを含むPR情報など。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室に担当者を配置し、アナリスト・投資家の皆様からのお問い合わせに随時、対応させていただいている。	
その他	招集通知は早期に当社ウェブサイトに掲載し、広く株主及び投資家の皆様に周知を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	行動指針において、ステークホルダーの立場の尊重について、定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、モラルマインド(倫理指針)を制定するとともにCSR室を設け社内外の活動を含めたCSR活動領域を広げることを通して、すべてのステークホルダーから信頼され、社会的責任を果たすことを目指しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社はディスクロージャーポリシーを定め、企業経営情報である財務報告書や企業活動に係わる情報を適時に開示しており、また、当社ウェブサイトへも掲載し、積極的に情報提供を行っております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制システム整備の基本方針について、取締役会において以下のとおり決議しています。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)取締役及び使用人を含めた行動規範としてモラルマインド、いわゆる倫理指針を制定し、倫理委員会が運用を継続しております。本モラルマインドは、取締役及び使用人が倫理指針及び法令もしくは定款上疑義のある行為等を認知し、それを告発しても当該取締役及び使用人に不利益な扱いを行わない運用を継続いたします。
- (2)代表取締役社長は、コンプライアンス体制の構築、維持、整備のためにコンプライアンス統括責任者を任命しております。
- (3)内部監査担当責任者及び監査等委員会は、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し、取締役会に報告しております。取締役会は定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努めています。
- (4)監査等委員会は独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め取締役の職務執行を監査することとしてあります。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1)取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理については、取締役会規程等に基づき会社の重要な意思決定及び重要な業務執行に関する情報は議事録として保存、管理されています。
- (2)監査等委員は監査等委員監査基準に基づき、これらの情報を閲覧し、法令の遵守状況を確認しております。
- (3)情報の保存及び管理の補完体制として、文書・帳簿等保管期間一覧表に基づき、重要情報の保存及び管理方法、期間を定め実行しております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)代表取締役社長は、リスク管理に関する統括責任者を任命し、リスク管理規程に基づいてリスク管理体制を整備、構築しております。
- (2)各部門においては、既存のインサイダー取引防止規程、経理規程、稟議規程等に加え、システムリスク管理規程を整備するなど、必要に応じたリスク管理を実行する諸規程を制定し、部門毎のリスク管理体制を強化しております。
- (3)各部門は各自の業務遂行において、内在するリスクに対する適切な対策を実施するとともに、リスクの顕在化が予測される場合には、速やかに取締役に情報が伝達される体制を整備しております。
- (4)監査等委員及び内部監査責任者は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を監査等委員会に報告します。監査等委員会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努めています。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)代表取締役社長、常勤の取締役及び経営会議が認めた構成員で構成する経営会議を原則として毎週1回開催し、人事、組織、事業計画等全社的な意思決定事項について経営会議規程に基づき慎重に協議、決定いたします。
- (2)経営会議で決議できない重要事項は、取締役会を原則毎月1回開催し、取締役会規程に基づき意思決定を行っております。
- (3)上記会議での決議に基づき、各部門長は業務会議において具体的な業務遂行の打ち合わせを行った上で業務を展開しております。
- (4)組織、職制及び業務分掌に関しては、職務権限一覧表、業務分掌規程等により、役割と責任及び職務執行手続きの詳細を定め運用いたします。

5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1)当社は、当社グループ全体の総合力の向上を目的に、子会社の管理に関する基本方針及び管理内容を定めた社内規則を制定し、グループ全体の業務の適正化及び円滑化並びに経営効率の向上を図ります。
- (2)当社取締役が子会社の取締役を兼務することで、子会社の業務が適正に行われるよう監督をしております。また、毎週の経営会議並びに毎月の取締役会において子会社の状況を報告し、子会社の業務の適正を確保しています。
- (3)監査等委員は必要に応じて子会社の業務状況等を調査し、業務の適法性・適正性・効率性を確保するため及び子会社の内部統制の確立を支援するため、関係部門と連携を図り、子会社に対する監査を定期的に実施いたします。

6. 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合における当該取締役及び使用人に関する事項

当社は、監査等委員会とは別に内部監査担当部門を設置している点並びに当社規模により、当面監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を常時置くことはしませんが、監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合には、専任者を配置することとします。

7. 前号の取締役及び使用人の他の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性及び監査等委員会からの指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助する専任スタッフを配置した場合、監査等委員会が指定する補助すべき期間中は、当該スタッフに対する指揮権は監査等委員会に委譲されたものとし、監査等委員ではない取締役の指揮命令は受けないものとします。

8. 取締役及び使用人が監査等委員に報告をするための体制及び報告をした者が当該報告を理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- (1)取締役及び使用人は、監査等委員会規程及び監査等委員監査基準に従い、各監査等委員の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行っています。
- (2)監査等委員である取締役が社内の重要会議に出席し、経営上の重要情報について適時報告を受けられるとともに、重要な議事録、稟議書を閲覧できる体制を構築しております。
- (3)報告した者が当該通報を行ったことで不利な取り扱いを受けることのないことを内部通報制度である(モラルマインド(倫理指針))の報告書フォーマットに明記するとともに、当該指針において当社及び当社グループの取締役及び使用人が倫理違反と捉えた事項に関して、直接監査等委員に報告できる体制としています。

9. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用を負担または債務を処理します。

10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)監査等委員会は、代表取締役社長と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査の環境整備の状況、監査上の重要課題について意見を交換し、代表取締役との相互認識を深めることとしてあります。

(2)監査等委員会は効率的な監査を実施するため、適宜、会計監査人及び内部監査担当部門等と協議または意見交換を行い、監査計画を作成しています。

11. 財務報告の信頼性を確保するための指針

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムを構築しています。また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法及びその他関連法令等に対する適合性を確保するものとしています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1)当社は反社会的勢力との関係遮断を確立するため、モラルマインド、いわゆる倫理指針にて「反社会的勢力に対する指針」を定め、この周知徹底を図っております。

(2)反社会的勢力とは取引を含めた一切の関係を遮断し、万が一、反社会的勢力からの接触があった場合はコンプライアンス統括責任者が対応し、必要に応じて顧問弁護士や警察等の専門家に相談し適切に処理をいたします。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレートガバナンス体制は下図のとおりです。

